

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふじ福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 役員及び評議員に対しては、職務執行の対価として、年額2万円を報酬として支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬の支給方法)

第3条 役員及び評議員に対する報酬等の支給の時期は、毎年3月25日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、給与規程第27条の規定に準じて支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者は遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第4条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(規定の改正)

第5条 この規定の改正については、理事会の承認を受けなければならない。

(雑則)

第6条 この規定に定めのない事項については、この法人の定款他諸規則及び法令等によるものとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。